

平成15年2月19日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県牛深市牛深町字元下須 3512
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県天草地域振興局並びに牛深市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第136号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成15年2月19日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草郡松島町大字合津字三十田 2624、2627、2628の1から2628の3まで、2630、2631、2632・2633・又2633・2634の1（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、字長迫 2674の1、2675から2679まで、字牛久保 2908の2、2908の3、2909から2911まで、2913の1、2913の2
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県天草地域振興局並びに松島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第137号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成15年2月19日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草郡有明町大字楠甫字平内 737、751から755まで、757の1、785の2から785の4まで
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県天草地域振興局並びに有明町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第138号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成15年2月19日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草郡姫戸町大字二間戸字神代 5671の1、5672の1、5674の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字神代 5672の1・5674の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。